

一般社団法人新潟市医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人新潟市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟市に置く。

(組織)

第3条 本会は、医師をもって組織する。

(班)

第4条 本会は班を置き会員は、いずれかの班に所属する。

2 班に関する事項は定款施行細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

(目的)

第5条 本会は、医道の高揚、医学医療の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学の振興に関する事項
- (3) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
- (4) 地域医療の普及充実に関する事項
- (5) 救急医療に関する事項
- (6) 予防医学に関する事項
- (7) 保険医療に関する事項
- (8) 医業経営に関する事項
- (9) 医業従事者の育成に関する事項
- (10) 会員の福祉に関する事項
- (11) その他目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 新潟市に就業所又は住所を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同し入会したのもをもって会員とする。

(会員の権利)

第8条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる事項につき代議員と同等の権利を当法人に対し行使することができ

る。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入退会）

第 9 条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 入会及び退会の手続きは、細則に定めるところによる。
- 4 本会会員は、同時に新潟県医師会及び日本医師会の会員であるものとする。
- 5 会員が日本医師会及び新潟県医師会会員の資格を失ったときは、同時に本会会員の資格を失うものとする。

（会員の義務）

第 10 条 会員は、定款を守り、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

（報告、発表及び意見具申）

第 11 条 会員は、本会の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し発表することができるとともに、本会の事業に関して意見を述べることができる。

- 2 前項の報告及び発表に関しては別に定める。

（会費及び負担金）

第 12 条 会員は、代議員会の定めるところにより入会金、会費及び負担金を本会へ納入する義務を負う。

- 2 入会金、会費及び負担金の額並びに納入方法等は、細則に定めるところによる。

（身分の保護）

第 13 条 会員が、その業務上の権利を侵害され、又は会員としての名誉を損傷されたと認めるときは、これを本会に申告することができる。

（制裁）

第 14 条 会長は、次の各号の一に該当する者を戒告又は除名することができる。

- (1) 医師の倫理に背き、会員としての名誉又は本会の名誉を傷つけた者

- (2) 本会の定款に違反し若しくは秩序を乱した者
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき
- 2 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
 - 3 除名は、代議員会の決議を経て行う。この場合において、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 戒告又は除名したときは、その氏名及び理由の概要を新潟県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。
 - 5 戒告又は除名された会員がその裁定に不服があるときは、新潟県医師会に提訴することができる。
 - 6 裁定委員会は、第1項の規定により会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件については審議を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第15条 第14条第1項及び第3項の場合のほか、会員が死亡したときは、その資格を喪失する。

(名誉会員)

第16条 会長は、本会に功労ある者を代議員会の承認を得て名誉会員とすることができる。

第3章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数等)

第17条 本会の社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。

- 2 本会の代議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の選出)

第18条 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、代議員会において定める。

- 2 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

(代議員の任期)

第19条 第18条の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員了解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場

合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

（予備代議員）

第20条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、予備代議員を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の予備代議員として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

3 第1項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、決議の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

（代議員の報酬）

第21条 代議員は、無報酬とする。

2 代議員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第4章 役員

（役員の種類）

第22条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。また、2名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、その他の理事は、法人法第91条第1項第2号の業務を執行する。

（理事の職務）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、副

会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

5 副会長が欠けたとき、又は副会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、他の副会長又は理事がその職務を代行する。

6 会長、副会長は、毎月1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。他の理事においても、必要がある場合には報告するものとする。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第26条 理事及び監事は、会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選出については、選挙により行うものとする。役員選挙規程は別途定める。

(役員補欠の選任)

第27条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、速やかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第28条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監

事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第 32 条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第 5 章 代議員会

（代議員会）

第 33 条 代議員会は、すべての代議員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員会を、法人法上の社員総会とする。

（定時代議員会及び臨時代議員会）

第 34 条 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。

2 定時代議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回、招集しなければならない。

3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、3 分の 1 以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに代議員に発しなければならない。

（代議員会の議長及び副議長の選出）

第 35 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

（議長及び副議長の職務）

第 36 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（議長又は副議長の後任者の選出）

第 37 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

（議決権）

第 38 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(代議員会の任務)

第 39 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 第 62 条第 1 項に定める事業計画書及び収支予算書
- (3) 会長、副会長及び副会長以外の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の選任及び解任
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 定款の変更に関する事項
- (9) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (10) 理事会が付議した事項
- (11) 新潟県医師会代議員及び予備代議員の選出
- (12) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第 62 条第 2 項に定める事業報告
- (2) その他必要な会務報告

(代議員会の定足数及び決議)

第 40 条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代議員会への出席発言)

第 41 条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

第 42 条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及

び出席した理事のうち議長より議事録署名を指名された理事は、これに署名押印する。

(総会)

第43条 総会は、会員をもって構成し、会員相互の交流を諮るものとする。

(総会の開催)

第44条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。

(総会の議長及び副議長の選出)

第45条 総会は、出席会員の中から議長、副議長各1名を互選によって選出する。

(総会の報告事項)

第46条 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 庶務事項
- (2) 事業報告
- (3) 収支決算報告
- (4) 代議員会の決議事項
- (5) その他必要な事項

第6章 理事会

(理事会)

第47条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第48条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

（理事会への出席発言）

第49条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（議事録）

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第7章 裁定委員会等

（裁定委員会）

第51条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、若干人の裁定委員を構成する。

（裁定委員の選任）

第52条 裁定委員は、本会会員の中から、理事会において選定し、代議員会の承認を受けるものとする。

（裁定委員の任期）

第53条 裁定委員の任期は、第25条第1項（理事の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職禁止）

第54条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

（身分に関する裁定）

第55条 裁定委員会は、会員の身分及び権利義務について審議、又は紛議の調整を行う。

2 前項の裁定等を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

（裁定委員会に関する規則）

第56条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

（委員会の設置）

第57条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 団体契約及び建議

(団体契約)

第58条 本会は、事業遂行のため団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第59条 本会は、必要に応じて、行政庁に対し医療及び保健指導の改良発達に関する建議を行う。

第9章 資産及び会計

(本会の経費)

第60条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第61条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第62条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に承認を得るものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第63条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時代議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第64条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第65条 本会の財産は、会長が管理する。

(資産の保管及び会計処理)

第66条 資産の保管及び会計処理に関し必要な規定は、細則に定めるところによる。

第10章 事務局

(事務局)

第67条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び職務に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第68条 この定款は、代議員会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第69条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第70条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人に、贈与するものとする。

第12章 雑則

(定款施行細則)

第71条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。

(公告)

第72条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

(委任)

第73条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第74条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第75条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報規程によ

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 この法人の最初の会長等は、以下の通りとする。

会長 佐野 正俊

副会長 藤田 一隆

副会長 庄司 義興

業務執行理事 永井 明彦

業務執行理事 広橋 武

業務執行理事 岡田 潔

業務執行理事 浦野 正美

業務執行理事 勝井 豊

業務執行理事 山添 優

業務執行理事 五十嵐 昭夫

業務執行理事 橋本 謹也

業務執行理事 荻荘 則幸

業務執行理事 鷲山 和雄

業務執行理事 古泉 直也

業務執行理事 白柏 麻子

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 61 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。